

個人のお客さま向けリース契約(*) 中途解約時の解約精算金について
(*バリューリース、賃貸オーナー様・事業者様向けリースを除く)

リース契約については、契約期間中は原則として中途解約ができません。

ご契約者様のやむを得ない事情による時、またはリース物件や設置先の住居をご契約者様以外の人に貸与(転貸)・売却する場合等の理由により中途解約をする場合は

- ① リース物件をお客さまへ譲渡
- ② リース物件を東京ガスリース㈱へ返還

のいずれかをご選択いただいたうえで、以下に規定された解約精算金をお支払いいただきます。

① リース物件をお客さまへ譲渡 する場合の解約精算金

- リース契約が解約日時点(*)で 4年(48ヶ月)を経過していない場合は以下の通り
解約精算金(税込) = (残存リース料(税抜) × 表1に規定された乗率) + 消費税(※)

表1	契約リース期間		
	6年/7年	8年/9年	10年
修理サービスあり	0.9	0.85	0.8
修理サービスなし	0.9		

- リース契約が解約日時点(*)で 4年(48ヶ月)を経過している場合は、契約リース期間および修理サービスの有無に関わらず以下の通り
解約精算金(税込) = 残存リース料(税抜)全額 + 消費税(※)

(*)解約日:転居日等、解約事由の該当日を含む月の末日

② リース物件を東京ガスリース㈱へ返還 する場合の解約精算金

解約精算金(税込) = (残存リース料(税抜) × 表2に規定された乗率) + 消費税(※)

表2	契約リース期間に関わらず
修理サービスあり	0.8
修理サービスなし	0.85

*返還をいただく場合の費用(取外し・引取り・運搬費用など)はすべてお客さまのご負担となります。
リース物件により廃棄処分費用をご負担いただく場合がございます。

※ 消費税はリース物件設置完了日の税率に基づき計算します。

中途解約をご希望されるお客さまは東京ガスリース㈱までお問合せください。

尚、当該規程は制定日以降にご契約いただいたお客さまに適用されます。

東京ガスリース株式会社

〒163-1064 東京都新宿区西新宿 3-7-1 新宿パークタワー12階

電話:03-5322-1122 営業時間:平日 9:00~17:00(土・日・祝日及び年末年始、5月1日を除く)

※バリューリース、賃貸オーナー様・事業者様向けリースの中途解約の詳細に関しては別途お問合せください。